

「新潟県立十日町高等学校松之山分校いじめ防止基本方針」 新旧対照表（変更部分の抜粋）

改定前	改定後	理由
はじめに		
《これまでの経緯》	《これまでの経緯》	
（新設）	（6）令和2年12月25日 「新潟県いじめ等の対策に関する条例」施行 （新潟県・新潟県教育委員会）	【条例】 県条例の施行を受けて新設
《いじめの定義》 （「いじめ防止対策推進法」第2条） この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	《いじめの定義》 （「いじめ防止対策推進法」第2条、「 <u>新潟県いじめ等の対策に関する条例</u> 」第2条） この法律、 <u>条例</u> において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 <u>また、当該児童等が知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い「いじめ類似行為」を含む。</u>	【条例】 県条例の施行を受けて追加 【条例】 県条例第2条2項より「いじめ類似行為」が定義されたことを受けて修正
◎いじめ解消の状態	◎いじめ解消の状態（「 <u>いじめ類似行為</u> 」にあっては、 <u>1により解消を判断する</u> ）	【条例】 県条例を受けて修正

改定前	改定後	理由
◎いじめ防止等の基本的な考え方 (新設) 別紙 1 I 校内指導体制 いじめ対策委員会 (1) 構成員 ① 平常時 校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、同和教育推進委員会副委員長、サポート委員会副委員長、養護教諭 ② 緊急時 ①に加えて、生徒指導部員、関係学級担任、臨床心理士(サポート事業)、スクールカウンセラー等が適宜参加する。	◎いじめ防止等の基本的な考え方 (3) 保護者の責務 (「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第8条) 「保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。」と保護者の責務が明記されている。 紙 1 I 校内指導体制 いじめ対策委員会 (1) 構成員 校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、保健主事、担任、養護教諭、スクールカウンセラー	【条例】 県条例第8条を受けて追加 【修正】 構成員にスクールカウンセラーを追加し、現状にあわせて修正

いじめ対応マニュアル 新旧対照表（変更部分の抜粋）

改定前	改定後	理由
4 本人・保護者からの訴えや相談の対応 未然防止のための取り組み a 相談体制の整備 ・スクールカウンセラーや臨床心理士との連携、周知。	4 本人・保護者からの訴えや相談の対応 未然防止のための取り組み a 相談体制の整備 ・スクールカウンセラーや臨床心理士との連携、周知。 <u>b 「学校のいじめ相談担当の窓口」を周知。</u> <u>「各種相談窓口」及び「いじめＳＯＳポスト」を周知。</u>	【追加】 県いじめ防止基本方針を受けて追加